

総 括 調 査 票

事案名	(2) 自動車ナンバー自動読取装置の整備			調査対象 予算額	平成 26 年度：1,635 百万円 平成 25 年度：2,152 百万円			
所管	内閣府	組織	警察庁	会計	一般会計	調査区分	本省調査	
						取りまとめ財務局	—	

①調査事案の概要

事案の概要

- 警察庁においては、自動車を利用した犯罪を検挙するため、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取装置を整備し、運営している。読取装置を通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、システム上の照合装置において手配車両のナンバーと自動的に照合することによって、①交通渋滞を引き起こすことなく効果的・効率的な検問を実施するのと同じ効果が得られるとともに、②自動車利用犯罪への迅速かつ的確な対応が可能となる。
- これまでの調達実績をみると、自動車ナンバー自動読取装置については、新規の調達（増強整備）が特定の年度に偏っている傾向がある。読取装置の更新期間は 10 年とされており、このまま自然体で更新を続けた場合、更新費が特定の年度に集中し、予算に大きな影響を与えることが予想される。
- 今後の更新費の効率化・平準化を図るため、契約内容等の執行実績を分析し、今後の更新方針について検討する。

〔自動車ナンバー自動読取装置の整備実績（平成 16～26 年度予算）〕

年 度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
増強累計（式）	620	680	730	776	830	1,496	1,496	1,509	1,511	1,511	1,511
増強（式）	40	60	50	46	54	666	—	13	2	1	—
”（億円）	19	20	16	13	16	183	—	3	1	0.3	—
更新（式）	30	30	211	25	32	169	—	13	73	101	90
”（億円）	9	8	56	8	7	31	—	2	12.6	21.2	16.3

（注）平成 25 年度は 1 式削減しているため累計数の変化はない。

総 括 調 査 票

事案名 (2) 自動車ナンバー自動読取装置の整備

②調査の視点

1. 自動車ナンバー自動読取装置については、今後特定の年度に集中して生じることが予想される更新所要にどう対処していくかが課題となっている。

2. このため、以下の3つの観点から執行実績を調査・分析し、今後の更新方針について検討する。

- ・ 更新期間
- ・ 更新費の負担
- ・ 調達単価

③調査結果及びその分析

1. 更新期間

自動車ナンバー自動読取装置の更新期間（10年）は、業者との間で交わされた契約書・仕様書上の規定を根拠としている。

- ⇒ 特記仕様書における業者の遵守事項（「納入後10年以上、問い合わせ・修理対応及び10年以上の品質が保証された部品の供給ができる体制を国内に有すること」）が更新期間の根拠とされていた。実際には、現在の契約上も10年以上の保守が義務付けられていた。
- ⇒ 地方（都道府県警）が整備した読取装置の運用においては、14年以上使用している例があった。

2. 更新費の負担

読取装置の更新費は、国単独事業、地方単独事業及び国による1/2補助の3つの形で負担されている。

費用負担	考え方（警察法）	累積整備数	設置場所決定者
国単独	国庫が支弁する都道府県警に要する経費 (第37条の1)	1,511	国
地方単独	国庫が支弁することとなる経費を除き、都道府県に要する経費は都道府県が支弁 (第37条の2)	27	地方
国 1/2 地方 1/2	国が補助する都道府県警察に要する経費 (第37条の3)	253	地方 (国が審査)

⇒ 読取装置は主に都道府県を超えた広域的な自動車利用犯罪に対処する観点から設置されているが、管内の自動車利用犯罪に効果的・効率的に対処する観点から、地方（都道府県警）がそれぞれの管内に必要な箇所に設置している例があった。

3. 調達状況（25年度に国が調達した2つの仕様に係る執行実績）

	調達業者数	単価（実績）
仕様1	2	3,494千円～11,971千円
仕様2	2	2,717千円～9,864千円

(注) 指名競争入札

④今後の改善点・検討の方向性

1. 今後の更新費の平準化・抑制を図るため、

- ① 更新期間の延伸
 - ② 更新の優先順位付け
- を行うべきである。

その際、以下の点に留意すべきである。

- ・ 装置の稼働率（設置個所の交通量）
- ・ 設置個所の地理的条件・自然条件
- ・ 地方における読取装置の整備状況
- ・ 修理実績・維持管理コスト
- ・ 業者がとり得る保守体制

2. 単価抑制を図る観点から、より競争性を高めた入札方法の導入や納期の十分な確保等を実施すべきである。